

雲仙市障害者職場実習促進事業

雲仙市では、障がいのある人の職場を体験する機会の拡大及び就労能力の向上を促進するため、職場実習促進事業を行なっています。

○職場実習促進事業とは

一般企業で実習を行う場合の、交通費に対して支給する交通費等助成、その受け入れを行った企業に対して支給する実習奨励金の2事業となります。

○実習期間（支給期間）

原則として5日以上15日以内の範囲で1日4時間以上の実習。

○支給対象者（以下の要件をいずれも満たす方）

- ① 一般企業等への就労を希望される方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
- ② ※障害者就業・生活支援センターぱれっとの登録者で、今まで本事業を利用されていない方。

○支給額

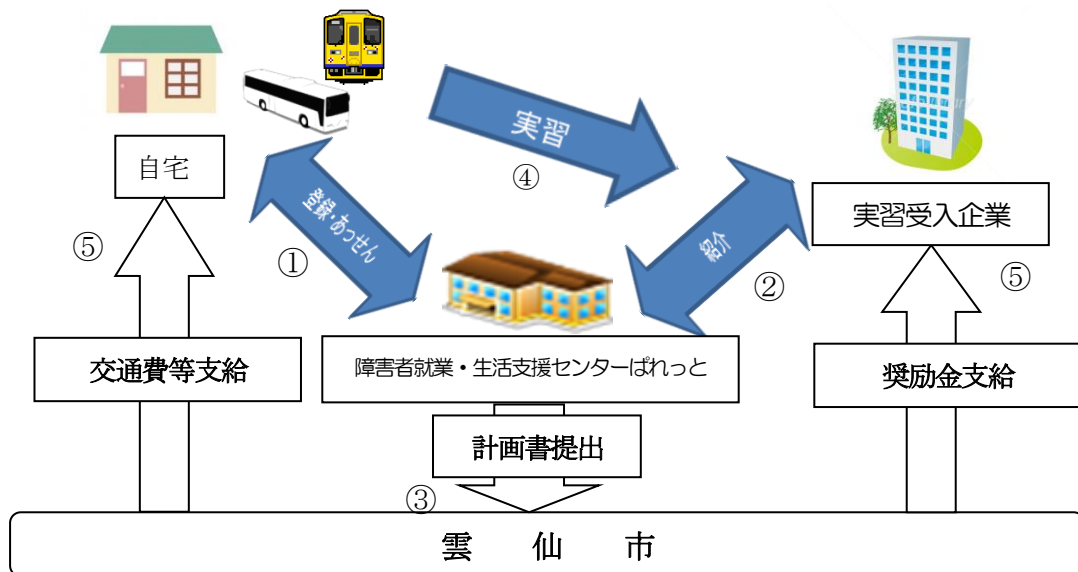
- ・交通費等助成・・・自宅から実習先の事業所までに要した※実費及び傷害保険料
- ・実習奨励金・・・1人1日1,500円（20,000円を上限）

※実費については、公共交通機関（バス・鉄道）及び自家用車利用を対象とし1日2,000円を上限、傷害保険料の額は1,080円を上限とします。

○申し込み方法

- ・※障害者就業・生活支援センターぱれっとより実習計画書を提出。

※障害者就業・生活支援センターぱれっとは、障がいのある方の職業生活における自立を図るため、関係機関との連携の下、身近な地域において就業及び生活を一体的に支援する機関です。



お問い合わせ先：雲仙市福祉事務所 福祉課 障害福祉班 TEL0957(36)2500
障害者就業・生活支援センターぱれっと TEL0957(73)9560